



香港会社の閉鎖、清算について②

る。

万が一、清算中に状況が変わり、負債が支払えなくなつた場合は、この清算手続きを直ちに債権者による任意清算に変更する必要があり、簡単に言うと、すぐ債権者会議を開催する必要がある。特徴としては、この清算方法の会社は負債を支払えるため、債権者による債務者会議や報告義務がない、破産管理局からの干渉もないため強制清算よりは容易である。順調な場合で、1年程度の清算期間がかかる。

清算にかかる期間は、債権者数や資産のリストアツプや処分にかかる時間により変動することになるため、概には言えないが、通常約1年～1年半かかることが多いくなっている。清算完了後、法人は完全に消滅し、復活はできない。

清算にかかる期間は、債権者数や資産のリストアツプや処分にかかる時間により変動することになるため、概には言えないが、通常約1年～1年半かかることが多いくなっている。清算完了後、法人は完全に消滅し、復活はできない。

会社清算の方法

意清算方法がある。

a 株主による任意清算（株主提起、株主主導）

b 債権者による任意清算（債権者主導）

c 特別手続きによる清算（役員提起、債権者主導）

清算の目的と会社の状況により清算方法を考える必要があり、大きく分けると以下の2種類の清算方法がある。

強制清算 (compulsory liquidation)

a 株主による任意清算とは？

『株主による任意清算』とは、会社に支払能力のある場合の清算手続きであり、全ての債務を全額支払は庄倒的に債務返済不可能のために債権者が裁判所に債務者である会社を清算させる申請である。以下の清算手続きと比較し、手続きが非常に厳格である。

まれに、債務のためではなく、株主同士の信頼関係決裂や争い、会社管理の排除や少數株主への不正・不公平処理のために、裁判所へ会社を清算させることを要請するケースもある。

裁判所で解散命令を発した場合、直ちに、取締役の権限が失われ、会社が清算される。

裁判所で解散命令を発した場合、直ちに、取締役の権限が失われ、会社が清算される。

ある。

この清算の一つの重要な条件は必ず支払能力があることである。つまり、負債に対して全て弁済できる能力がある必要がある。この申請時には、取締役全員が必ず支払能力がある旨の確認書に署名しなければならない清算手続きである。この任意清算には、3つの任

意清算は裁判所を通さない清算手続きである。この任意清算には、3つの任

意清算は裁判所を通さない清算手続きである。この任意清算には、3つの任



筆者紹介



ANDY CHENG 鄭國有
弁護士 中国委託公証人 アンディ・チエン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めていた。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com